

# 資料3

## 規制改革ホットライン処理方針 (令和2年4月20日から令和2年6月19日までの回答)

### 農林水産ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
農業用ドローンに対する「飛行計画登録」義務の免除	対応不可	△	1
漁獲証明制度の創設及び水産物トレーサビリティの法制化について	検討に着手	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

農林水産WG関連

番号:1

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	農業用ドローンに対する「飛行計画登録」義務の免除
具体的内容	一定の自動飛行制御システムを導入した農業用ドローンについては、飛行計画登録を免除すべきである。
提案理由	2019年7月より、国土交通大臣による飛行許可・承認を受けた全てのドローンは「FISS(ドローン情報基盤システム)」において「飛行計画登録」を行うことが義務化された。このため、農薬・肥料散布に利用するドローンも規制の対象として登録作業を行う必要があり、人手不足が深刻化する農業現場において、大きな負担となっている。農業用ドローンを利用する場合は圃場であり、公共の場などの関係者以外の第三者が多数存在する環境は想定されない。農業用ドローンの中には、「全国農地ナビ」等に登録された農地でしか利用できない自動飛行制御システムを導入しているものもある。また、農作業は、作物の生育状況や病虫害の状態、翌日の天候を見ながら、作業圃場や作業時間の柔軟な変更が求められる性質があり、厳密な飛行計画を事前に定めて登録することは現実的な運用とは言えない。スマート農業の推進にあたり、次世代技術の活用が重要となるなか、本規制は農業用ドローンの普及拡大に大きな足かせとなっている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	農林水産省、国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>無人航空機の許可承認申請件数は近年大幅に増加していること等から、より多くの飛行情報を共有し一層の飛行の安全確保に繋がるよう、令和元年7月26日付けで、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を改正し、新たに航空法に基づく許可・承認を受け、飛行を行う場合は、その都度、飛行前に本システムを利用して飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報等を確認するとともに、飛行予定の情報を入力することが必要となっております。</li> </ul>	
該当法令等	航空法第132条 航空法第132条の2	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛行情報共有システム(以下、本システム)は、事前に飛行計画を登録し、重複する場合は事前に調整を促すことで、有人航空機・他の無人航空機との接触回避を図ることを目的としています。また無人航空機の飛行中に一部の航空機の接近を検知した場合に、画面上で航空機の位置情報等を表示し、注意喚起を行います。</li> <li>無人航空機の利活用拡大に伴う更なる安全確保のため、民間有識者や関係府省庁関係者が参加する検討会において、本システムの必要性が指摘されたことから、本システムを構築しております。</li> <li>本システムの目的や構築された経緯、農業用ドローンによる事故も発生している現状を鑑みると、農業用ドローンについても引き続き本システムへの入力が必要であると考えております。</li> <li>なお、農薬散布時の本システムへの入力方法については、一定の条件を満たす場合、空中散布を行う圃場毎でなく、「市区町村単位」での円または多角形での飛行計画の登録を行うことができ、同一の型式ごとに複数機を一括して登録することができる等、手続きの負担を緩和する措置を講じております。</li> </ul>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林水産WG関連

番号:2

受付日	2年4月30日	所管省庁への検討要請日	2年5月25日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	漁獲証明制度の創設及び水産物トレーサビリティの法制化について
具体的内容	<p>1. 漁獲証明制度に関する検討会(水産庁)では、漁協などの民間が漁獲証明書を発行する主体(登録証明機関)とされているが、漁協などの民間が登録証明機関となることはFAO漁獲証明ガイドライン(2017)等から不適格であって、政府関係機関が行うべきである。</p> <p>2. 漁獲証明情報の伝達方法は、改正漁業法における漁獲成績報告や資源管理の状況報告と同じように、電子的な手法を原則とし、発行される漁獲証明の証明事項の内容識別を示す「漁獲証明番号」の記録・伝達を義務化すべきである。</p> <p>3. 国内指定水産動植物の対象生物種は、密漁防止の対象及び国の公的な資源管理であるTAC/IQ制度の対象となる生物種とすべきである。</p>
提案理由	<p>規制改革実施計画(令和元年6月)により、第4回規制改革推進会議で農林水産WGの今後の議題に「漁獲証明制度の創設」が入れられ、21日のWGで議題となった。</p> <p>漁獲証明制度に関する検討会(水産庁)で、漁獲証明の義務範囲が一次買受業者から取引に参加する事業者全てとされたのは評価されるが、上記提案で示した問題点がある。</p> <p>1. 漁協などの民間が登録証明機関となることは、次の理由から不適格で政府関係機関が行う。</p> <p>1) FAO漁獲証明ガイドライン(2017)では、政府機関が認証する制度である(2.2)と定義されている。</p> <p>2) 日本への輸入水産物には輸出国(旗国)の政府機関から発行される漁獲証明書の添付を求めており、WTO内外無差別原則に反するおそれがある。</p> <p>3) 日本がWCPFCに提出している太平洋クロマグロ漁獲証明制度案では政府等が証明する。</p> <p>4) 漁獲証明を受ける漁業者(組員)と漁協とは、水産物取引での利害関係も考えられ、漁獲証明の公正性、信頼性、透明性が確保できない。</p> <p>2. 漁獲証明情報の伝達方法として電子的な手法を原則とし、紙による伝達を特別に認める例外とすることで、漁獲証明のコスト削減、製品ロットの統合・分割、事務の簡素化、不正表示の排除、食品事故の追跡などの有効手段となり、紙ベースの情報管理からデジタル・クラウド管理に脱却する。</p> <p>3. 対象生物種は、ナマコやアワビ、イセエビ、シラスウナギなどの密漁防止を念頭にするだけでは不十分で、IUU漁業撲滅の観点からは、TAC魚種の太平洋クロマグロでの不正操業などで明らかのように、国の公的な資源管理であるTAC/IQ制度の対象魚種も含める。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	本制度については、規制改革実施計画(令和元年6月閣議決定)における「輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる」旨の記載などを踏まえ、その創設に向けて現在検討中です。	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>御提案いただいた1点目については、有識者による検討会でも議論した結果、適確に証明業務を行うためにも、地域ごとに異なる漁業に関する詳細なルール(漁期、漁獲サイズ等)や現場の漁業者をよく熟知している主体として、産地市場を開設している漁協やその他の民間事業者が登録証明機関となることを想定しています。なお、提案理由で示された御意見については、次のように考えております。</p> <p>①FAOガイドラインにより示された各国による漁獲証明及び輸出入規制のモデルと同様に、輸出入規制をかける指定輸入水産動植物及び指定輸出水産動植物の証明については、外国政府機関及び我が国の政府機関がそれぞれ証明を行うことを想定しています。</p> <p>②WTO内外無差別の原則に対応するため、国内産の指定輸入水産動植物については、外国産のものに求める漁獲証明書の内容と同様の報告を求めることを検討しています。</p> <p>③輸出規制を課す指定輸出水産動植物については、輸出水産物の証明に係る太平洋クロマグロの漁獲証明制度案同様、我が国の政府機関が漁獲証明を行うことを想定しています。</p> <p>④国内における流通規制を課す指定水産動植物の漁獲証明については、登録証明機関内における漁獲証明業務を行う責任者とその他の販売等を行う責任者を分離することなどにより、当該業務の公正性・中立性の確保を図ることを検討しています。</p> <p>2点目については、当面紙ベースでの伝達手法も残ることとなりますが、電子的な方法により記録・保存ができる環境を整備したいと考えています。</p> <p>3点目については、検討会においても、更なる有識者を含めた検討を前提に、違法漁獲のリスクの高いものから指定し、現場での制度運用なども踏まえていくべきという議論があり、引き続き、様々な意見を聞きながら、検討・決定していきます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---